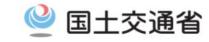
第11回中央協議会の概要(抜粋) 令和元年10月10日開催



「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会」報告書【概要】



<正式名称>

「運転者職場環境良好度認証制度」(愛称・認証マークは別途作成)

<認証単位>

事業者単位(都道府県単位も可)

<認証項目>

必須項目と加点項目より構成。約80項目。**<審査方法>** 認証項目は以下の6分類。 書類審査及び対面審査

法令遵守等	労働時間·休日		
心身の健康	安全·安心		
多様な人材の確保・育成	自主性·先進性等		

<認証基準>

ーつ星 (☆)	二つ星 (☆☆)	三つ星 (☆☆☆)		
業界上位50%	業界上位25%	業界上位12%		
水準以上	水準以上	水準以上		

- ・必須項目の全てを満たすこと
- ・加点項目の合計点数が基準点を満たすこと
- ※「二つ星」「三つ星」は、「一つ星」取得の翌年度から申請可

<認証の有効期間> 2年間

<認証の開始時期>

令和元年度中の申請募集開始(目標)

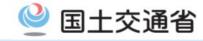
<審査結果の公表>

プレスリリースの上、認証実施団体のホームページに公表

<インセンティブ>

- (例)・認証マークの車両、営業所等への掲示
 - ・求人票への記載
 - •ハローワークを通じた認証制度の周知
 - 「ホワイト物流」推進運動を通じた認証トラック事業者の積極的活用の推進等

貨物自動車運送事業法改正に伴う関係省令・通達の改正について(主な改正事項



公布·発出:令和元年8月1日、施行:令和元年11月1日

1. 欠格事由の対象となる「密接関係者」の範囲

【省令・通達】

改正法において、欠格事由として、

「『許可を受けようとする者と密接な関係を有する者』(親会社等)が5年以内に許可の取消を受けている場合」が追加。

- →「密接関係者」の具体的要件を規定
 - 【例】・「許可を受けようとする者の議決権の過半数を所有していること」
 - ・「申請者の株主と株主の構成が類似していること」 等

2. 許可時の審査の拡充

【通達】

新規参入の許可時の審査事項を拡充

- 【例】・申請前の行政処分歴を確認する期間を、従来の倍程度に延長する。(例:3ヶ月→6ヶ月等)
 - ・ 資金計画に係る費用(人件費・燃料費・車両費等)を、より長期間を見込んで計上することを求める。

3. 事業計画の変更の際の審査の拡充

【省令・通達】

(1) 事業用自動車の数に係る事業計画の変更

(現行)事業計画の変更は原則認可が必要である一方、「営業所に配置する車両数の変更」については、一律に事前届出。

- → 認可基準に適合しないこととなるおそれがある場合については、認可の対象とする。
 - 【例】・最低車両台数(5両)未満となる場合・・一定規模以上の増車を行う場合
 - ・法令遵守が十分でないおそれがあると認められる場合(密接関係者が5年以内に許可の取消しを受けている等)

(2) 法令遵守能力の審査事項の拡充

事業規模の拡大となる認可申請(営業所の新設等)について、法令遵守の状況に関する審査を強化することとする。

- 【例】・貨物自動車運送適正化事業実施機関による適正化事業の結果等を踏まえ、法令遵守が十分に行われていないと 認められるものでないこと。
 - ・一定期間、自らの責による重大事故を発生させていないこと。 等

- ▶トラック運送事業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な課題。
- ●このため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等に資する事業を実施し、働き方改革による労働 条件改善を推進する。

<事業概要>

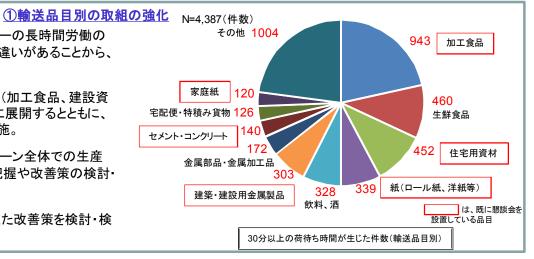
いことが重要。

生している地域を推定

状況を把握するための調査を実施

<事業概要>

- トラック輸送における物流の生産性向上やトラックドライバーの長時間労働の 改善のためには、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、 輸送品目ごとの課題把握や改善策の検証が不可欠。
- ①荷待ち件数が特に多い分野で設置した輸送品目別懇談会(加工食品、建設資 材、紙・パルプ)において得られた改善策や好事例を全国に展開するとともに、 必要に応じて引き続き、課題解決のための検討・検証を実施。
- (2)メーカー(製)、中間流涌・(2)、小売(販)のサプライチェーン全体での生産 性向上が求められるその他の輸送品目についても、課題把握や改善策の検討・ 検証を実施。
- ③地方においても協議会等を活用し、各地方の実態を踏まえた改善策を検討・検 証するとともに、改善策や好事例の普及・浸透を図る。



②「ホワイト物流」推進運動の展開 <事業概要> ● 深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的 に確保するため、荷主、物流事業者等関係者が連携して強力に推進。 荷待ち時間の削減 働きやすい環境の整備 荷役の機械化 女性運転者の活用 (具体的な取組内容) 契約の書面化 等 物流の改善提案 等 ▶ 荷主・物流事業者の取組事 企業等 物流事業者 例の集約及びセミナー等に よる展開 連携して取組を推進 ▶ 荷主等に対する「「ホワイト 国民 物流」推進運動」の参加に 向けた呼びかけ 宅配便の再配達の削減 集荷・配達サービスの見直しへの理解 ▶ ポータルサイトの運営 等 引越時期の分散 ✓ SA・PAの大型車スペースに駐車しない等

③長時間労働の是正に向けた調査事業 「荷待ち時間がある運行」(46.0%) ● トラック運送事業の実態調査 (荷待ち・荷役・労働時間など) 「荷待ち時間がない運行」(54.0%) ▶ ドライバーの働き方改革を進め、コンプ 11:34 ライアンスが確保できるようにするため 点検等 運転 荷待 荷役 付帯他 休憩 不明 には、長時間の荷待ち等を発生させな 1運行あたりの荷待ち時間の分布 ▶ デジタルタコグラフの荷待ち記録のプ ローブデータを用いて荷待ちが多く発 ▶ 令和元年6月から乗務記録への記載 1 B#MI 45 5 が義務付けられた荷役作業時間等の ● 生産性向上に向けたIT機器に関する調査事業

2. 令和2年度概算要求について

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

概算要求額 1.5億円

- トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・拡充 荷主に向けた自動車運転者の労働時間短縮のための周知用動画の掲載等、順次拡充。
- 自動車運転者の労働時間に係る実態把握(トラック、バス、ハイヤー・タクシー) トラック運転者と同様に長時間労働の実態があるバス、ハイヤー・タクシー運転者を含む自動車運転者の 労働時間の改善に向け、まずはその労働時間に係る実態把握を実施。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

概算要求額 91億円

■ 働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談の実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中小企業中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

食品流通の合理化に向けた取組について



2019年10月

農林水産省食料産業局

食品流通合理化検討会



趣旨

- ・トラックドライバーの人手不足が深刻化する中で、国民生活や経済活動に必要不可欠な物流を安定確保 するには、**サプライチェーン全体で物流改善に取り組む**必要。
- •特に食品の輸送は、手荷役作業が多い、小ロット多頻度輸送が多い等の事情から、取扱いを敬遠される 事例が出てきている。
- •また、食品口ス削減への食品関連事業者による積極的な取組が求められている。
- このため、**食品流通の合理化**について、関係者による**検討会を設置**し、**具体的な方策を検討**するとともに、その**実現を図る**。

取組方向

産地

- ・パレット化等による手荷役の軽減
- ・パレット規格統一による保管管理作業 の効率化
- トラック予約受付システムによる待ち 時間の削減
- ・集出荷場の集約による効率化
- ストックポイントの活用による共同配送の促進

幹線輸送

- 中継輸送による長時間労働の軽減
- モーダルシフト(鉄道・船舶利用)によるトラック以外の輸送手段への 分散
- 帰り便活用による積載率向上

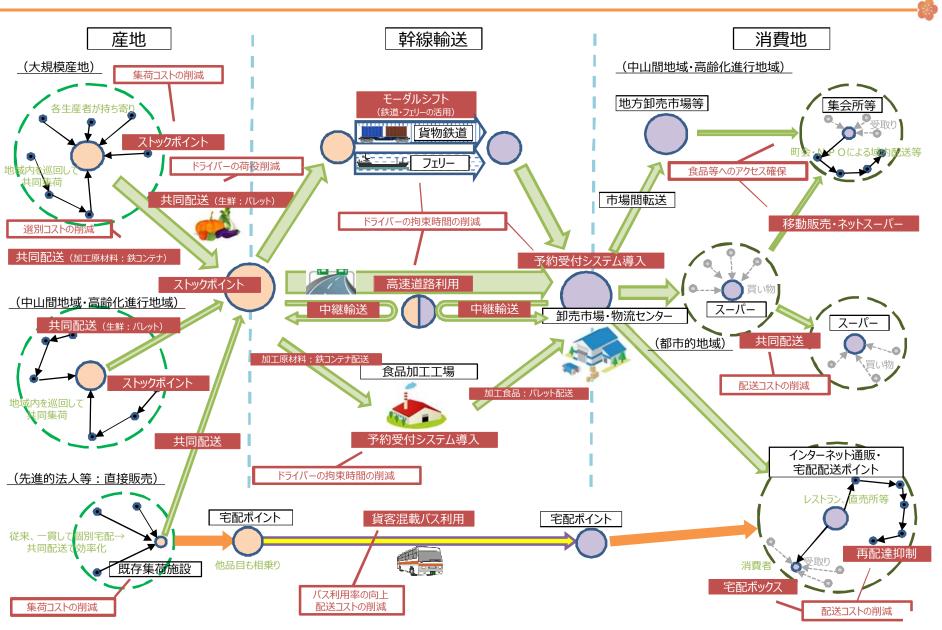
消費地

- ・パレット化等による手荷役の軽減
- ・パレット規格統一による保管管理作業の効率化
- トラック予約受付システムによる待ち時間の削減
- ストックポイントの活用による共同配 送の促進
- 商慣行是正による配送効率化
- •RFID等の技術を活用して商品・物流情報のデータを連携し、関係者間で共有することによる効率化・省力化

食品流通合理化検討会のメンバー(設置予定)

農水省、経産省、国交省、発着荷主関係団体、運送業関係団体等

食品等の流通合理化の全体像



現在進めている取組①



トラック予約受付システム

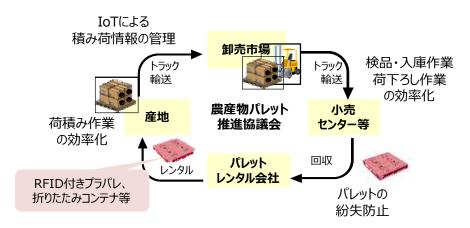
- ・産地の「効率的な集荷システム」
- ・物流センターへの「到着予約システム」



トラックバースの空き時間を見える化し、ドライバーがスマートフォンなどの端末から事前予約できるシステム

パレット化

- ・荷積み・荷下ろし作業の機械化
- ・RFIDを活用した積荷・パレットの管理



農産物パレット推進協議会(代表理事:全農)

正会員:業界団体、JA県本部・経済連、大規模卸売業者、レンタル事業者

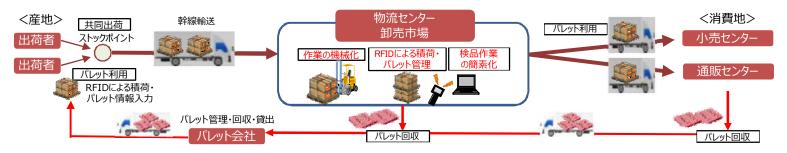
利用者会員:産地JA、中小卸売業者、物流業者 賛助会員:物流業者、仲卸業者、小売業者、実需者

現在進めている取組②



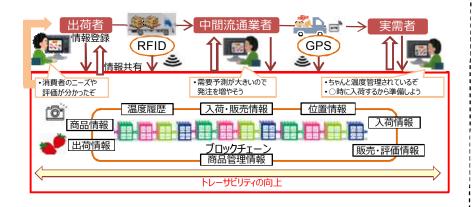
物流プラットフォーム

RFIDを活用した積荷・パレットの管理等により物流情報の共有化や業務の自動化を推進し、 労働時間の短縮を実現。



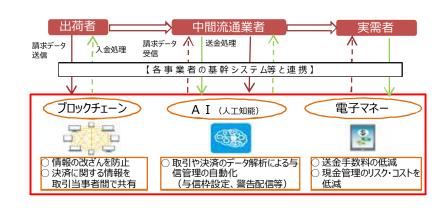
商品管理プラットフォーム

取引情報をリアルタイムで共有するとともに、過去のデータを蓄積し、トレーサビリティの向上、需要予測等に基づいた計画的な発注・出荷を実現。

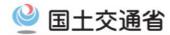


決済プラットフォーム

ブロックチェーン等を活用して受発注業務の共通化を図り、コスト低減や決済データ解析を実現。



周知・要請事項について



これまでの取組

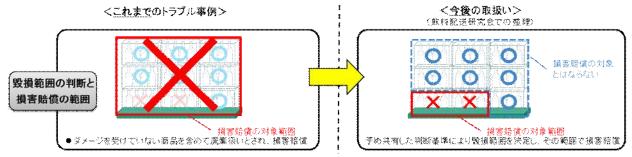
【課題・背景】

飲料配送中に荷崩れ等が発生し、貨物に毀損が生じた場合、**毀損が生じていないものを含めて運送事業者が損害賠償を求められる**など、飲料配送に関わる関係者間でトラブル等が発生。

【取組概要】

- 飲料配送研究会における議論を踏まえ、**「飲料配送研究会報告書」**をとりまとめ(R1.7.26)。
- 国土交通省自動車局では、運送事業者が使用する<u>「標準貨物自動車運送約款」における飲料配送に係る取扱いを明確にするための「適用細則」を定め、運送事業者等へ通知(同上)。</u>

上記報告書及び適用細則において、例えば以下のように、<mark>貨物の毀損に係る損害賠償は当該毀損の範囲内で発生することが基本であること等を明確化。</mark>

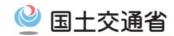


※ このほか、飲料の包装 資材の傷み具合が、包装 資材の機能上等問題ない 場合は出荷可といった判 断基準の例を明確化。

今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。
 - ①運送事業者や荷主等(※)により構成される協議会におけるフォローアップ(年2回)
 - ⇒ **本年10月に協議会を開催**した上で、**秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査**を実施。
 - ⇒ **来年1・2月頃に再度協議会を開催**し、調査結果を踏まえ、**更なる浸透**を図る。
 - ②経産省、農水省、国税庁と連携し、荷主を集めた説明会等における周知
 - ⇒ **本年10月以降全国10ブロックで実施** 発・着荷主双方に対して丁寧に説明
 - ③経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催

トラック運送業の取引の適正化について



これまでの取組

「トラック運送業における 書面化推進ガイドライン」 【H26.1策定】



⇒<u>契約の書面化</u>を推進し、<u>適正</u> な運賃・料金収受を促進

「標準貨物自動車運送約款」 の改正

【H29.11施行】



⇒<u>「待機時間料」等を料金</u> として規定

「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」【H30.12策定】



⇒<u>運送に必要なコストを示し、運送</u> 事業者・荷主の共通理解を醸成

「貨物自動車輸送安全規則」 の改正

【H29.7, R1.6施行】





⇒<u>荷待ち時間や附帯業務を「乗</u> 務記録」の記載対象に

「**ホワイト物流」推進運動の展開** 【H30.12~】





⇒荷主、一般国民向けに輸送の効率化等を呼びかけ

- ●真荷主に対して契約を書面化した者:約80%
- ●改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者: 約83%
- ●約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者: 約50%
- ●「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主:約550者

今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。
 - ①運送事業者や荷主等 (※) により構成される協議会におけるフォローアップ (年2回)
 - ⇒ **本年10月に協議会を開催**した上で、**秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査**を実施。
 - ⇒ **来年1・2月頃に再度協議会を開催**し、調査結果を踏まえ、**更なる浸透**を図る。
 - ②経産省、農水省と連携し、荷主を集めた説明会等における周知
 - ⇒ 本年10月以降全国10ブロックで実施
 - ③経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催

東京2020オリンピック・パラリンピック開催時の物流について①

必要な対策(交通マネジメント)

交通需要マネジメント(TDM)

移動の日時や経路の変更、他の交通手段へ の転換といった交通行動の変更を促進し、交 通混雑の緩和を実現する取組



交通システムマネジメント(TSM)

道路の交通混雑が想定される箇所等において、 実効性を伴う通行抑制や通行制限による交通 量のコントロールを行う取組

※道路交通における目標

【一般交通】:東京圏の広域における一般交通について、大会前の交通量の一律10%減を目指す。特に重点取組地区について、出入りする交通量の30%減を目指す。

【首都高速道路交通】:東京圏のオリンピック・ルート・ネットワークの基幹をなす首都高速道路については、交通量を最大 30%減とすることで、休日並みの良好な交通環境を目指す。

東京都「2020アクションプラン」

大会時に想定される交通混雑を回避し、企業活動を維持するための方策をまとめるもの

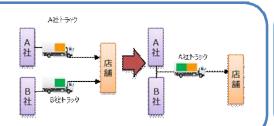
- ◆対応可能な対策について項目を抽出
- ◆社内で取組が実施できるように準備

取組項目例(物流関係) ⇒ 同業種や近接エリアでの共同物流の実施

混雑緩和に向けた輸送量の抑制を図るための取組例

共同輸配送

○複数事業者の連携による共同輸配送でトラック走行量削減



平準化

○共同輸配送や定曜 日配送により輸送量 を平準化することにより、トラック走行量を 削減

定曜日による平準化

						<u> </u>	B	1 -0124
	00	Vill	•0	1	0	1	-	60%
[00	1	0	1	00	1	-	38%
441		00		V 00		V	-	37%
		V O0		*		V 00	-	60%
	Z社 -	7	/ N OO	/NO0 /	100 100	100 100 /		100 100 100 - 100 100 -

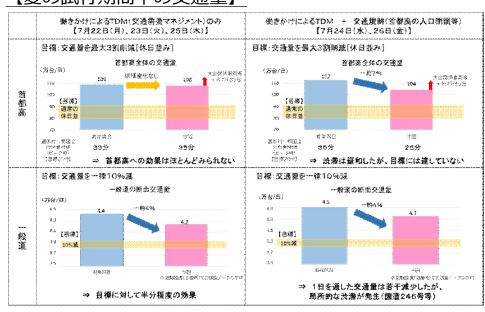
東京2020オリンピック・パラリンピック開催時の物流について②

2019年夏の試行(7/24, 26)

大会本番並みの目標を掲げ、交通混雑緩和に向けた取組を総合的にテストする期間を設定

- <試行の主な内容>
- ○TDMに関する試行【企業等への働きかけ(東京圏、重点取組地区、特定エリア等)、政府・都庁の取組等】
- ○TSMに関する試行【高速道路の本線料金所流入調整、入口閉鎖、一般道路の交通対策(信号調整)】

【夏の試行期間中の交通量】



【夏の試行期間】





→主に一般道で一定のTDMの効果が現れたものの、 交通量の削減目標には届いていない状況。特に 首都高において大会関係車両等による増加が見 込まれる中、TDMによる一層の対応が必要。

大会輸送と経済活動の両立に向けて

(物流事業者等の課題意識(ヒアリング結果))

- ○輸送量の抑制は物流事業者の取組みだけでは実現が難しく、荷主企業等関係者の理解を得ることが必要不可欠
- ○配送ルートの変更や納品頻度の見直し等について、<mark>荷主企業と物流事業者が一体となり、早めに混雑を避</mark> ける準備が必要

今後の取組について

今年度の検討事項(加工食品)

昨年度に設置した「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する 懇談会(以下、「加工食品懇談会」という)」では、加工食品物流の問題点・課題として様々な意見が提示され議論を行ってきた。

平成31年3月に開催した前回懇談会においては、特に以下の4つの施策について、「ホワイト物流」推進運動なども活用しながら関係者による取組の促進を図ることとしつつ、コード類の標準化やガイドラインの整備等も含めて、引き続き検討を行うと整理。

- ・受発注条件の見直し(リードタイムの延長、事前出荷情報の提供、波動の平準化、需給調整在庫の確保)
- ・荷待時間の削減 (先着順から予約制への変更、時間指定の柔軟化)
- ・荷役時間の削減 (バラ積み貨物のパレット化、パレットサイズの統一、外装段ボールサイズの見直し)
- ・検品時間の削減 (3分の1ルールの見直し徹底、年月日表記から年月表記への変更、

事前出荷情報の提供とQRコード等への情報の組み込み、

統一伝票や段ボールなどへの表記の標準化)

今年度の検討の進め方について(加工食品)

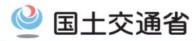
1. 本年度のアウトプットのイメージ(案)

- ① 関係者による取組を推奨する項目のリスト等から構成される「加工食品物流における「ホワイト物流」推進ガイドライン」(仮称)及び取組の検討に役立つ情報をまとめた参考資料集を作成する。
 - →「ホワイト物流」推進運動ポータルサイトで公開。
 - → 加工食品の製造、卸売、小売、物流等の関係者に対し、取組の検討と「ホワイト物流」 推進運動の自主行動宣言への反映を要請する。
 - →本ガイドラインを活用し、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の対応を含め、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請する。
- ② 今後、標準化を進めていくことが期待される事項について取りまとめる。
 - → 令和2年度以降、関係団体等に対し、標準化やその検討を働き掛けていく。

2. 他の検討会等との役割分担

「持続可能な加工食品物流検討会」等の他の検討の枠組みで議論されている取組については、その検討成果を活用することなどにより、本懇談会との重複を避けることとする。

今年度の懇談会(紙・パルプ)の進め方(案)



1. 今年度のアウトプットのイメージ

- ●ドライバー不足が深刻化する中、国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、懇談会 での議論や実証実験等の結果を踏まえ、紙・パルプ分野のサプライチェーン全体での物流改善に向けた 取組を促進していくため、取組メニュー例、検討にあたっての手順・留意事項、参考となる取組事例等 をまとめた『**紙・パルプ分野における「ホワイト物流」推進ガイドライン**』(仮称)を作成。
 - ➡・本ガイドラインについては、「ホワイト物流」推進運動とも連動して、紙・パルプの製造、卸 売、小売、物流等のサプライチェーンの関係者に広く周知。
 - ・ 本ガイドラインを活用して、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の 対応を含め、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請。

検討の進め方

- ●第1回懇談会(令和元年6月25日)
 - これまでの議論等を踏まえた現状・課題の整理
 - 今年度の進め方について
- ●第2回懇談会(令和元年秋ごろ)
 - 実証実験等の実施状況の報告・共有
- ●第3回懇談会(令和2年2月ごろ)
 - 実証実験等の結果の報告
 - ガイドライン(案)の提示

ガイドラインの策定

令和元年7月~

反

映

課題の内容に応じて、以下を実施

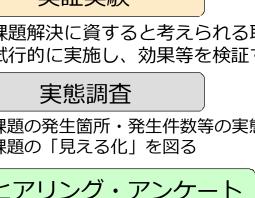
実証実験

課題解決に資すると考えられる取組みを 試行的に実施し、効果等を検証する

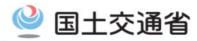
課題の発生箇所・発生件数等の実態を調査し、 課題の「見える化」を図る

ヒアリング・アンケート

先進的な取組みを行っている事業者等からの ヒアリングや、消費者等に対するモニター調 査等を行い、取組みに当たってのポイントや 19 課題等を把握する



今年度の懇談会(建設資材)の進め方(案)



1. 今年度のアウトプットのイメージ

- ●ドライバー不足が深刻化する中、国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、懇談会での議論や実証実験等の結果を踏まえ、<u>建設資材分野のサプライチェーン全体での物流改善に向けた取組を促進していくため</u>、取組メニュー例、検討にあたっての手順・留意事項、参考となる取組事例等をまとめた<u>『建設資材分野における「ホワイト物流」推進ガイドライン</u>』(仮称)を作成。
 - ◆ 本ガイドラインについては、「ホワイト物流」推進運動とも連動して、建設資材の製造、加工、 商社・卸売(小売)、物流、施工事業者等のサプライチェーンの関係者に広く周知。
 - ・本ガイドラインを活用して、来年に迫る<u>東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の対応を含め</u>、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請。

2. 検討の進め方

- ●第1回懇談会(令和元年7月8日)
 - これまでの議論等を踏まえた現状・課題の整理
 - 今年度の進め方について
- ●第2回懇談会(令和元年秋ごろ)
 - 実証実験等の実施状況の報告・共有
- ●第3回懇談会(令和2年2月ごろ)
 - 実証実験等の結果の報告
 - ガイドライン(案)の提示

ガイドラインの策定

令和元年7月~

反

課題の内容に応じて、以下を実施

実証実験

課題解決に資すると考えられる取組みを 試行的に実施し、効果等を検証する

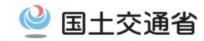
実態調査

課題の発生箇所・発生件数等の実態を調査し、 課題の「見える化」を図る

ヒアリング・アンケート

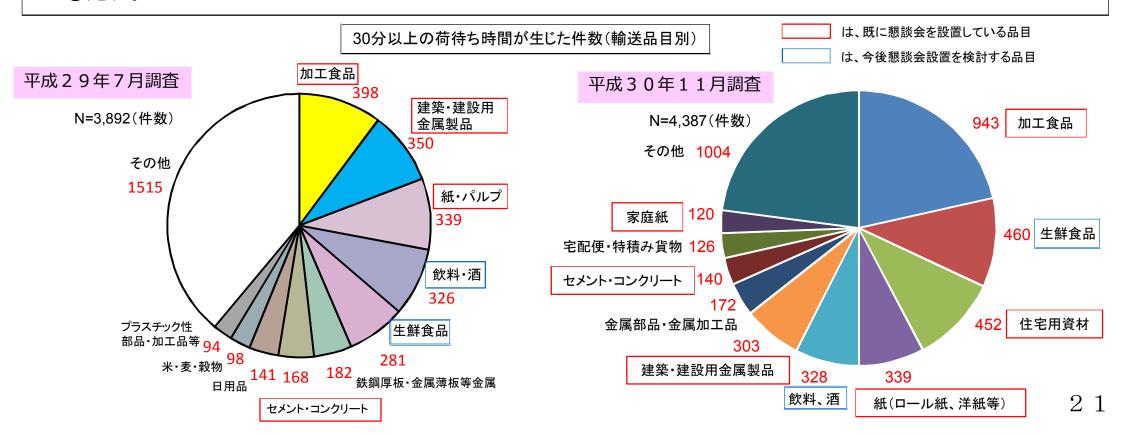
先進的な取組みを行っている事業者等からの ヒアリングや、消費者等に対するモニター調 査等を行い、取組みに当たってのポイントや 課題等を把握する 20

新たな方策について

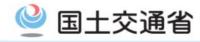


ご議論いただきたい内容

- 平成29年7月に実施した荷待ち時間実態調査において、30分以上の荷待ち時間が生じた件数が多い品目(加工食品、建設資材、紙・パルプ)について懇談会を立ち上げて、課題整理や改善策について検討を行っているところ。
- 平成30年11月に実施した荷待ち時間の実態調査では、すでに懇談会を立ち上げている加工食品、建設 資材、紙・パルプの各品目については、依然として30分以上の荷待ち時間が生じた件数が多いことか ら、引き続き課題解決のための方策について検討・検証を実施する。
- また、上記2度の調査において、荷待ち時間が生じた件数が多かった「生鮮食品」及び「飲料、酒」について、次年度以降の「新たな方策」として懇談会を立ち上げ、課題整理や改善策の検討を実施することとしたい。



今後の協議会での取り組みについて



令和6年度からの時間外労働規制の適用に向け、今後、中央協議会及び地方協議会においてどのような論点を中心に議論して取組みを進めていくべきか。

想定される論点

① パイロット事業(28・29年度)、コンサルティング事業(30年度)、アドバンス事業 (31年度)と毎年実証事業を行い、多くの事例が積み重ねられた。今後、これらの事業から得られた改善策を全国の荷主や運送事業者に対して効果的に展開・浸透させていくためには、どのような取組が必要か。

また、中小事業者や着荷主に対して中央協議会や地方協議会での取組を周知するためには、 どのような方法が有効か。

(全国でのセミナー等の開催以外の効果的な周知方法の検討 等)

② これまでの実証事業のフォローアップが必要ではないか。また、どのような観点でフォローアップすべきか。

(過去の実証事業のうち、主要な事業の取組み後の状況等をヒアリング 等)

- ③ 地方協議会において、荷主との連携を強化するためにはどのような取組が必要か。(荷主企業所管省庁や個別の荷主企業の地方協議会への参画 等)
- ④ 全国の荷主や運送事業者が自主的に課題改善に取り組むために、地方協議会はどのような役割を果たしていくべきか。

(地域ごとの課題や主要な品目に関する重点的な協議会運営の検討 等)

⑤ その他、中央協議会及び地方協議会でとりあげるべき議題はあるか。